

(案)

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金）の改正について

交通政策審議会海事分科会船員部会

全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について、下記のとおり結論とする。

記

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「249,550円」を「250,050円」に、ただし書の職員「233,100円」を「233,600円」に、部員「190,950円」を「191,450円」に、ただし書の海上経歴 3 年未満の部員「181,650円」を「182,150円」にそれぞれ改正することが適当である。

〔要望事項〕

航海士、機関士が乗り組んでいない船舶の船長、機関長の賃金については、その職責を考慮して、最低賃金額を上回るよう引き続き行政指導されたい。